

岩国市議会議員定数条例の一部を改正する条例

岩国市議会議員定数条例（平成２２年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

本則中「３２人」を「３０人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岩国市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提 案 理 由

岩国市議会議員の定数を削減するため提案するものである。